

工事現場等における施工体制の点検要領

第1 趣 旨

この要領は、建設工事の適正な施工体制を確保するため工事現場における施工体制の点検等に関して必要な事項を定めるものとする。

第2 適用対象

点検の対象とする工事（以下「対象工事」という。）は次のとおりとする。

- (1) 専任の主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）の設置に関する点検
建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項に定める建設工事（一件の請負代金の額が3,500万円以上のもの。ただし、建築一式工事の場合は、7,000万円以上のもの。）
- (2) 施工体制台帳及び施工体系図に関する点検
公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条に定める建設工事

第3 点検事項

対象工事の監督員（以下「監督員」という。）は、次に掲げる事項について当該現場等で点検を行い、結果を「施工体制点検票」（様式第1号）に記録するものとする。

- (1) 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の点検
専任の監理技術者を配置すべき工事については、監理技術者資格者証（以下、「資格者証」という。）の提示を求め、その者が大分県公共工事請負契約約款（平成8年大分県告示第311号。以下「契約約款」という。）第10条第1項の規定によりあらかじめ通知を受けた監理技術者と同一人であり、元請会社に所属する者であることを確認する。
また監理技術者講習修了証（以下、「修了証」という。）の提示を求め、講習を修了した日から5年を経過していないことを確認する。
なお、平成28年6月1日より資格者証と修了証が統合されることにより、確認方法は以下のとおりとする。
 - 1) 平成28年5月31日までに資格者証と修了証の交付を受けた場合
従来とおりの取扱いとする。
 - 2) 平成28年5月31日までに資格者証を更新し、平成28年6月1日以降に監理技術者講習を受講し修了した場合
資格者証の裏面に監理技術者講習修了履歴のシールを確認する。
 - 3) 平成28年6月1日以降に監理技術者資格者証の交付を受けた場合
新たな資格者証の裏面にて講習修了履歴を確認する。
- (2) 監理技術者等の専任制（常駐状況）の点検
現場での監理技術者等の常駐状況を点検し、契約約款第10条第1項の規定によりあらかじめ通知を受けた監理技術者等と同一人であり、元請会社に所属する者であることを確認する。
- (3) 施工体制台帳の点検
提出された施工体制台帳並びにそれに添付が義務づけられている下請契約書及び再下請通知書等を点検する。

(4) 施工体系図の点検

施工体系図が工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げられていることを確認する。

(5) 施工体制の点検

ア 施工体制台帳及び施工体系図と実際の体制に相違がないことを確認する。

イ (2)、(3) 及びアの点検を通じて、元請負人が自ら総合的に企画、調整及び指導を行っていることに疑義が生じた場合は、「一括下請負に関する点検票」(様式第2号)により点検し、一括下請負の疑義について判定を行うものとする。

(6) 施工中の標識等の点検

ア 建設業の許可を受けたことを示す標識が公衆の見やすい場所に掲示されていることを点検する。

イ 建設業退職金共済制度適用事業主の工事現場である旨を明示する標識が掲示されていることを点検する。

ウ 労災保険関係の掲示項目が掲示されていることを点検する。

(7) 工事カルテの登録の点検

工事カルテ(CORINS)の登録がされていること(受注時及び登録内容に変更が生じた場合)を点検する。

第4 点検時期

工事現場等における施工体制の点検は、次の各号に掲げる時期に、それぞれ当該各号に定める事項について行うものとする。

(1) 工事着手前

① 第3(1) 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の点検

② 第3(7) 工事(受注時)カルテの登録の点検

(2) 当初提出時及び施工体制変更時

① 第3(3) 施工体制台帳の点検

② 第3(4) 施工体系図の点検

(3) 工事施工中1回

① 第3(6) 施工中の標識等の点検

(4) 工事施工中概ね月1回以上

① 第3(2) 監理技術者等の専任制(常駐状況)の点検

② 第3(5) ア施工体制の点検

(5) 必要に応じ実施するもの

① 第3(5) イ施工体制の点検(一括下請負に関する点検)

② その他の事項(工事カルテの登録内容に変更が生じた場合等)

※ 点検項目については、請負代金や下請契約の請負代金の額を踏まえて、適切に実施するものとする。

第5 点検結果の取扱い

(1) 是正指導

監督員は、監理技術者等の専任制の点検及び施工体制の点検において、実態が不明確で疑義が生じた場合は、速やかに確認できるよう適切な指導を行うものとし、不適切な点があった場合には、文書により改善措置を求めるなどの指示を行うものとする。

(2) 検査員への提示

監督員は、「施工体制点検表」を当該工事の検査時に検査員に提示するものとする。

(3) 工事成績評定への反映

評定者は、監理技術者等の専任制の点検及び工事現場における施工体制の点検結果を工事成績評定に適切に反映するものとする。

第6 土木建築企画課等への通知

発注機関の長は、第5の(1)に基づく指導を行ったにもかかわらず改善が認められない場合又は次のいずれかに該当すると疑うに足りる事実を把握した場合は、その事実を十分に調査したうえで、様式第3号により当該工事の主管課及び土木建築企画課に通知するものとする。

(1) 建設業法第28条第1項第3号、第4号又は第6号から第8号までのいずれかに該当すること。

建設業法第28条第1項

第3号(建設業者として不適当であると認められるとき)

第4号(一括下請負の禁止)

第6号(建設業の許可を受けていない建設業を営む者との下請契約)

第7号(特定建設業者以外の建設業を営む者と下請代金額4,000万円以上の下請契約を締結したとき。ただし、建築一式工事の場合は、6,000万円以上のもの。)

第8号(営業停止又は営業禁止されている者と営業停止・禁止範囲に係る下請契約を締結したとき)

(2) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成26年法律第55号)第15条第1項若しくは第2項、同条第3項の規定により読み替えて適用される建設業法第24条の7第4項、同条第1項若しくは第2項又は同法第26条若しくは第26条の2の規定に違反したこと。

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条

第1項(施工体制台帳等の作成)

第2項(施工体制台帳等の提出)

第3項(発注者の点検を拒んではならないこと)

建設業法第24条の7第4項、同条第1項、第2項

(施工体制台帳及び施工体系図の作成、施工体系図の公衆を含む見やすい場所への掲示)

建設業法第26条(主任技術者及び監理技術者の設置)

建設業法第26条の2(専門工事等に係る技術者の設置)

この要領は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

この要領の一部改正は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

この要領の一部改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この要領の一部改正は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。